

第 1 8 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年12月12日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市緑スポーツセンター（以下「本件施設」という。）指定管理者の平成25年公募時の事業計画書（提案書）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月19日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設に係る事業計画書（平成25年度公募時のもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
- 3 同月22日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、次の情報について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
 - (1) 公にすることで競争上の不利益を被る可能性がある、審査請求人独自の事業提案、事業運営ノウハウ及び表現（文章や図）
 - (2) 会社内部情報である社内マニュアル（社内通知）
 - (3) 一般公開を目的としていない個人情報である、利用者及び職員等の個人が判別可能な写真
- 4 実施機関は、平成27年 1月22日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
公開請求のあった行政文書には、個人の顔写真、氏名及び職員の給与等が掲載されており、この情報は、個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報に当たり、非公開とします。
 - (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

公開請求のあった行政文書には、経理・労務その他の事業活動を行う上で内部管理に関する情報及び社会的評価に関する情報等が含まれており、公にすることにより、法人に明らかに不利益を与えると認められるものについては、非公開とします。

- 5 実施機関は、同日、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 2月18日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

公にすることにより事業運営に支障をきたすと思われる審査請求人の内部管理に関する情報を記載した部分及び個人の顔写真等個人に関する情報のうち通常他人に知られたくないと認められる情報を除き、本件行政文書は、公にすることにより、審査請求人の有する競争上の利益その他正当な利益を明らかに損なうとは認めがたい箇所を含むため。

- 6 同年 1月27日、審査請求人は、実施機関に対し、本件処分のうち審査請求人が独自に提案している事項（サービス名、数値情報など）、表現している箇所（概念など）、対策案を提示している箇所（防犯対策、コスト削減対策など）及び運営に係る収支予算を公開とした部分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同年 2月17日、実施機関は、本件処分のうち本件審査請求に係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次に掲げる本件審査請求に係る部分（以下「本件情報」という。）を取り消す、との裁決を求めるものである。

本件情報	本件情報が記載された文書の名称
他に申請した施設名称（以下「本件情報①」という。）	様式 5指定管理者事業計画書概要（総論）
広告事業、修繕対応、行政等とのパートナーシップ、緑区及び本件施設の状況の一部（以下「本件情報②」という。）	様式②（基本方針を実施するための目標及び実施策）

経営面での特徴及びリスクに対する特徴の一部（以下「本件情報③」という。）	様式③（安定的な経営体力）
施設内組織図、実施体制の確認手法、加入保険及び職員研修計画の一部（以下「本件情報④」という。）	様式⑤（業務履行体制）
勤務体制（職員配置）の工夫の一部（以下「本件情報⑤」という。）	様式⑥（職員配置計画）
個人情報保護及び法令遵守の取組みの一部（以下「本件情報⑥」という。）	様式⑦（関係法令の順守体制）
写真の一部（以下「本件情報⑦」という。）	様式⑧（公共性・公平性に基づいた利用の確保）
写真の一部（以下「本件情報⑧」という。）	様式⑨（利用者本位のサービス提供）
ニーズ対応、トラブル防止策、新しい発想・技術及び利用促進策の一部（以下「本件情報⑨」という。）	
写真の一部（以下「本件情報⑩」という。）	様式⑩（スポーツ教室・講座事業等の計画）
教室展開、手法、収支及び事業計画の一部（以下「本件情報⑪」という。）	
写真の一部（以下「本件情報⑫」という。）	様式⑪（自主事業の計画）
具体的な方針、事業計画及び利用促進計画の一部（以下「本件情報⑬」という。）	
維持管理方針及び実施体制の一部（以下「本件情報⑭」という。）	様式⑫（メンテナンス）
プール等の衛生管理、維持管理実施計画及び省エネルギー対応の一部（以下「本件情報⑮」という。）	様式⑬（環境保持・環境配慮）
写真の一部（以下「本件情報⑯」という。）	様式⑭（緊急時への備え）
安全管理の方針、保安警備の実施体制、防犯対策及び緊急時対応の一部（以下「本件情報⑰」という。）	

写真の一部（以下「本件情報⑮」という。）	様式⑮（地域支援・地域連携）
地域還元事業の一部（以下「本件情報⑯」という。）	
実施体制の確認手法の一部（以下「本件情報⑰」という。）	様式⑯（自己評価）
コスト管理の考え方、実施策、業務委託内容及び金額の一部（以下「本件情報⑱」という。）	様式⑱（効率的かつ適正な管理運営）
収入計画、支出計画及び利用料金収入の一部（以下「本件情報⑳」という。）	様式㉑（事業予算の計画）
科目毎の予算額の一部（以下「本件情報㉒」という。）	様式㉑添付資料（収支計画書 平成26～29年度分）
予算額、積算根拠の一部（以下「本件情報㉓」という。）	別紙①から別紙④まで（積算根拠 平成26～29年度分）

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 提案ノウハウやサービスの詳細について

指定管理者の選定においては様々な観点で審査が行われるため、提案事項や表現などに様々な創意工夫を凝らしており、他者にその独自性が公開されることで競争上不利益となる可能性がある。また、サービス名や数値などの詳細は一般市民にとって必ずしも知る必要があるとは言えない。

(2) 防犯対策について

施設運営を効率的かつ安全性を高めた水準で維持する必要があり、防犯対策などは公開されるべきではない。

(3) 収支情報について

実現性に配慮し、様々な実績を踏まえて収支予算を作成しており、そこで用いられている独自の積算手法にはノウハウが含まれている。かかる積算手法が公開されると、積算能力の無い者が積算手法を模倣するおそれがあり、今後の指定管理者の公平な選定に支障をきたす可能性がある。

また、未執行である契約の予定金額が公開されることにより、適正な契

約が阻害される可能性がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 指定管理者に選定された事業者の情報公開について

選定された事業者の情報公開については、指定管理者の選定段階における提出書類は、「指定管理者制度の運用に関する指針」（平成24年 4月改定）において、名古屋市個人情報保護条例第 2条第 1号に定める個人情報を除き、原則として公開する旨及び市が必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、「体育館指定管理者募集要項（平成25年 4月25日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年 5月 8日開催の募集説明会においても、選定された事業者の当該書類は個人情報を除き原則として公開する旨を口頭説明し、周知している。

2 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

顔写真については、条例第 7条第 1項第 1号に定める個人情報と認められるものではあるが、審査請求のあった箇所は個人が特定できるほど大きく明確に写っておらず、これらの写真から個人が特定されると認められるとは言い難い。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 審査請求のあった箇所のうち、すでにテレビなどを通じて発信されている情報、審査請求人が管理する施設で実施され公になっている情報及び実施される予定であり公になることが予定されている情報については、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 審査請求のあった箇所は、具体的な取組みや提案内容が記載されているものではなく、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(3) 審査請求のあった箇所は、内部管理に関して具体的に記載されているものではなく、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれる、又は事業運営に支障をきたすと認められるとは言い難い。

(4) 審査請求のあった箇所は、統計データ、市が提供した情報を基に作成さ

れており、公にすることにより審査請求人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

4 条例第 7条第 1項第 3号該当性について

記載されている内容が具体的なものではないため、公にすることで安全性の水準が維持できないとは言い難い。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書のうち、本件情報⑦、本件情報⑧、本件情報⑩、本件情報⑫、本件情報⑬及び本件情報⑭（以下「本件個人情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書のうち、本件情報①から本件情報⑥まで、本件情報⑨、本件情報⑪、本件情報⑬から本件情報⑮まで、本件情報⑰及び本件情報⑲から本件情報㉔まで（以下「本件法人情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (3) 本件行政文書のうち、本件情報⑰（以下「本件公共安全情報」という。）が、条例第 7条第 1項第 3号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件募集要項に基づき、審査請求人から提出されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、選定された事業者につ

いては名古屋市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に定める個人情報を除き、原則として公開するものとします。」と記載されていることが認められる。

- (2) 審査請求人は本件施設の指定管理者に選定され、平成26年度から平成29年度までの 4年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性

まず、本件行政文書のうち本件個人情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件個人情報は、本件行政文書に記載されている各取組み等を説明するために掲載されており、審査請求人の管理する施設の利用者及び施設で勤務する職員の容貌が写っている写真である。
- (3) 当審査会が調査したところ、本件個人情報については、いずれも個人の顔の部分は小さく、また非常に不鮮明であるため、特定の個人が識別され得る情報とは認められない。
- (4) したがって、本件個人情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められない。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性

次に、本件行政文書のうち本件法人情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件法人情報は、審査請求人が本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出された本件行政文書に記載されており、当該施設の管理運営

に係る情報であることから、法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

- (3) 次に、本件法人情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 指定管理者の情報公開について

(7) 条例第37条の 2第 1項が、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとして規定し、指定管理者の情報公開の推進に関する要綱においては、情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を講じなければならないとしているのは、公の施設の管理を行うことの公共性に基づくものである。

(4) 本件法人情報は、同項により情報公開を要請されている文書等には該当しないものの、指定管理者の公募に応じて提出された本件行政文書の一部分であり、既に述べたように、審査請求人が本件施設の指定管理者に指定されていることを考慮すると、同項の趣旨に十分配慮する必要があると考えられる。

(5) したがって、本件法人情報が条例第 7条第 1項第 2号本文に該当するかどうかの判断に当たっては、本件法人情報を公開することによって得られる利益と、非公開とすることによって得られる利益との比較衡量が求められる。

そして、この比較衡量に当たっては、公の施設の管理が高い公共性を有し、市が説明責任を負うことから公開への要請が強いこと、個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されている本件募集要項を前提に、本件対象文書が作成及び提出されていることに鑑みて、本件法人情報を公開することによって得られる利益よりも、非公開とすることによって得られる利益が優越するとする特段の事情が認められない限り、条例第 7条第 1項第 2号本文に該当しないと解するべきである。

イ 本件法人情報を公開することによって得られる利益について

本件においては、上述のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件法人情報を公

開することによって得られる利益は大きいと認められる。

ウ 本件法人情報を非公開とすることによって得られる利益について

(ア) 指定管理者は民間企業でもあるため、その事業計画書については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。しかし、審査請求人からは、どの部分が独自性のある提案であり、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、二次利用により競合他社が次回の選定時に有利になるなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件法人情報を非公開とすることによって得られる利益が大きいとは認められない。

(イ) また、本件施設の本件募集要項においても、個人情報を除き、原則として公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、企業ノウハウにあたる情報の公開を承認していたのであり、本件法人情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

エ したがって、本件法人情報を公開することによって得られる利益より、非公開とすることによって得られる利益が優越するとする特段の事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件法人情報を公開することによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるおそれがあるとまでは認めることはできない。

(4) したがって、本件法人情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと判断する。

6 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性

次に、本件行政文書のうち本件公共安全情報が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件公共安全情報については、指定管理者としていかなる防犯対策を行うかという方針について記載されているにすぎず、防犯機器や巡回等の場所が具体的に示されているものではなく、審査請求人も具体的に犯罪が誘

発されるおそれを述べるものではない。

したがって、かかる情報が公になったとしても、施設への侵入を容易にするとはいえず、犯罪を誘発し、利用者の身体の安全や財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- (3) したがって、本件公共安全情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当しないと判断する。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 2月17日	諮問書の受理
3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月20日	実施機関の弁明意見書を受理
5月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6月 4日	審査請求人の反論意見書を受理
平成28年 5月20日 (第186回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成29年 1月20日 (第194回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月 2日 (第195回審査会)	調査審議
3月22日 (第196回審査会)	調査審議
4月21日 (第197回審査会)	調査審議
6月 9日	答申